違反行為期間における売付け等の価額及び買付け等の価額等 令和2年1月9日午前8時57分8秒 ~ 同月10日午後1時52分15秒)

(単位:枚、円)

	売付け等の価額及び買付け等の価額等						
	売付け等の価額・・・イ			買付け等の価額・・・ロ			イーロ
	株数	価格	金額	株数	価格	金額	
売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	12 _{※1}	151.94	1,823,280,000	1	151.93	151,930,000	
				1	151.93	151,930,000	
				1	151.93	151,930,000	
				1	151.93	151,930,000	
				3	151.96	455,880,000	
				4	152.08	608,320,000	
				1	152.08	152,080,000	
小計	12		1,823,280,000	12		1,824,000,000	-720,000
売買対当数量を超え る数量に係る課徴金 の額の計算	169 _{※1}	151.94	25,677,860,000	192	151.73 _{※2}	29,132,160,000	
	3	152.05	456,150,000				
	1	152.05	152,050,000				
	1	152.05	152,050,000				
	2	152.09	304,180,000				
	3	152.09	456,270,000				
	2	152.09	304,180,000				
	2	152.09	304,180,000				
	1	152.09	152,090,000				
	3	152.09	456,270,000			·	
	5	152.09	760,450,000			`	
小計	192		29,175,730,000	192		29,132,160,000	43,570,000
合計						·	42,850,000

^{※1} 金商法第174条の2第7項及び金商法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(151.94円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量

^{※2} 違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の買付け 等についての金商法第67条の19又は第130条に規定する最低の価格のうち最も低い価格